## 報告第17号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく専 決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定 により報告する。

令和5年11月30日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

## (産業環境部関係)

1	専決年月日	令和 5 年 9 月 2 9 日
	相手方	大東建託パートナーズ株式会社
	損害賠償の額	61,110円
	概  要	令和5年4月4日午前11時10分頃、豊川市西桜木町1丁目25番の駐車場において、職員の運転する自動車が相手方の所有する植込みのブロックに接触し、当該ブロックの一部が破損した。

## (建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和5年8月4日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	136,835円
	概    要	令和5年6月2日午後4時頃、豊川市金屋西町三丁目 19番の駐車場において、職員の運転する自動車が相 手方の配偶者の運転する自動車に接触し、当該自動車 の一部が破損した。
2	専決年月日	令和5年9月21日
	相手方	豊川市在住の20代女性
	損害賠償の額	12,540円
	概    要	令和5年7月9日午後10時頃、豊川市柑子町川原4 1番2地先の市道において、相手方の運転する自動車 のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部 が破損した。

## (消防本部関係)

1	専決年月日	令和5年9月21日
	相手方	株式会社丸亀製麺
	損害賠償の額	119,900円
	概   要	令和5年6月14日午後0時20分頃、尾張旭市桜ケ 丘町一丁目5番の相手方店舗の駐車場において、職員 の運転する自動車が相手方の所有する車止めに接触 し、当該車止めが破損した。